

# 重大事態への対応マニュアル（藍住東小学校）

## ★いじめ事案発生★

### (1) 組織員の構成

#### ① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成：(校長，教頭，生徒指導主任，学年主任，学級担任，養護教諭)

#### ② 外部人材を加えた組織 ※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成：(スクールカウンセラー，スクールサポーター，学校評議員)

### (2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報と丁寧な対応（対応者：教頭）

## I 重大事態の発生（疑いを含む）

## II 所管教育委員会に報告する（学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断）

## III 重大事態の調査組織を設置する（学校が調査の主体になった場合）

- ・公平性，中立性が確保された組織が，客観的な事実確認を行う。
- ・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。
- ・① ②又は③のどちらが調査の主体となるかを決定する。
- ② 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織
- ③ 調査を行うための第三者組織（町教育委員会主導による作成組織）

## IV 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

- ・調査前に被害児童生徒，保護者に①から⑥を説明をする。
- ・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。
- ・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査項目
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の提供

## V 調査組織で，事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。(因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査)
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。(文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照)

- ① 文書情報の整理
- ② アンケート調査の実施（詳細調査の実施P17）
- ③ 聞き取り調査の実施（詳細調査の実施P18） → 時系列にまとめて分析する。
- ④ 情報の整理（詳細調査の実施P19）

## VI 調査結果を所管教育委員会に報告する

## VII 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して，事情や心情を聴取し，状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施P20)